

公益財団法人 福田記念財団

2026年度 奨学生募集要項

1. 趣 旨

公益財団法人福田記念財団（以下「当財団」という）は、兵庫県内の高等学校を卒業し国内の4年制大学へ進学する優秀な生徒に対して奨学金援助を行うことにより、社会の有用な人材を育成し、兵庫県内の教育水準の向上及び人材の育成に寄与することを目的としています

2. 特 徴

この奨学金の特徴は次のとおりです

- (1) 奨学金は給付とし、原則として返済の義務はありません
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします

3. 奨学生の応募資格

当財団の奨学生となる者は、以下の各号の全てに該当する者とします

- (1) 兵庫県内の高等学校に在籍する者のうち、当該年度において最終学年に在籍する者（全日制3年次、定時制3・4年次を含む）

ただし、通信制高等学校については、兵庫県立のものに限り対象とする

- (2) 国内の4年生大学または6年制大学に進学（通学生を対象とする）予定の者

※ 奨学金の給付期間は、6年制大学へ進学する場合であっても4年間とします

- (3) 向学心が高い者

※ 所得制限の条件はありません

※ 選考時にはより支援が必要な方に行き届くように、家庭環境や世帯所得を考慮いたします

※ 他の奨学金制度を利用する予定の者であっても、応募資格を有するものとします

※ 奨学生として選考された者が、国内の4年制大学に進学しなかった場合には資格を喪失します

※ 各高等学校からの応募者数について制限はありません

4. 採用人数、奨学金の額及び給付の方法

4年間給付型奨学生 計40名程度

- ① 給付金額・・・入学一時金 30万円 奨学金月額 6万円
- ② 給付の期間・・・4年間（大学1年生から4年生まで）
- ③ 給付の方法・・・奨学金は、2カ月毎の一定日に交付するものとします

（本人名義の銀行等の預金口座に入金します）

※ 補欠として数名の採用を予定しています

※ 補欠として採用された者は、内定奨学生が奨学生の資格を喪失した場合及び奨学生を辞退した場合にのみ採用されます

5. 応募手続

(1) 応募方法

- ① 当財団ホームページ上の応募フォームより、ご本人のメールアドレスを登録してください
 - ※ メールアドレス登録後、当財団からメールをお送りします
当該メールが届かない場合は、当財団からのメールが受信できない設定（迷惑メール）
若しくはメールアドレスの登録ミスがないかご確認の上、再度のご登録ください
 - ※ ご登録いただいたメールアドレスで連絡を行う為、当財団からのメールが届くように設定してください
- ② ①の手続後、当財団から届いたメールのURLにアクセスいただき、応募フォームに必要事項を入力の上、下記(2)必要書類の登録を行い、お申込みください

(2) 必要書類

- ① 顔写真（上半身近影 6ヶ月以内）
- ② 直近の所得を証明する資料（世帯の課税・非課税証明書（所得証明書））
 - ※市町村が発行した収入及び所得控除の金額の記載があるもの
 - ※原則として保護者全員の証明書をご提出ください
ただし、離別又は死別で父母がいない場合は、代わって生計を維持している主たる人（例：祖父母、里親など）を含めた証明書をご提出ください
- ③ 住民票(世帯全員) ※本年6月1日以降
 - ※ 続柄記載あり
 - ※ 必ずマイナンバーの記載がないものをご用意ください
- ④ 在学証明書
- ⑤ エントリーシート

(3) 注意事項

- ① 生活保護受給者、養護施設入所、里親家庭などの方は、世帯の生活保護受給証明書、児童相談所や市区町村・各団体により発行いただく「里親委託証明書」「施設在籍証明書」等の証明書をご提出ください
- ② 本人、もしくは家庭内で病気、障がい、けがを理由に収入や生活状況に影響がある方は、診断書や障害者手帳など証明となる書類をご提出ください
- ③ 所得制限の条件はありませんが、より支援が必要な方に支援が行き届くように選考時には家庭環境や世帯所得を考慮いたします
- ④ 選考については一次選考として書類選考を行い、一次選考通過者は二次選考として面接を実施する予定です（WEB面接を予定しています）
- ⑤ 学校からの推薦状は必要ありません
- ⑥ ご提出いただいた書類は返却いたしません
- ⑦ 提出期限： 2026年9月7日（月）
- ⑧ 問い合わせ先

当財団 ホームページの「お問い合わせ」からご連絡ください

<https://fukuda-zaidan.jp/>

6. 奨学生の決定

- (1) 奨学生の決定は、当財団の選考委員会の選考を経て代表理事が行い、選考を通過した場合のみ本人に通知いたします(選考を通過しなかった場合には本人に通知いたしません)
- (2) 選考の経過及び決定の理由は公表いたしません
- (3) 選考結果は年内を予定しておりますが、正式な選考状況が確定次第ホームページで公表いたします

7. 奨学生の義務

奨学生は次に定める義務を履行する必要があります

- (1) 在籍の年次が分かる証明書を所定の期日までに提出すること
- (2) 支給月に入金確認を行い、報告すること
- (3) 下記の場合、所定の方法により当財団へ届け出ること
 - ① 休学、あるいは長期に欠席するとき
 - ② 留学するとき
 - ③ 留年したとき
 - ④ 復学するとき
 - ⑤ 大学より停学処分を受けたとき
 - ⑥ 退学するとき
 - ⑦ 最短修業年限（4年間）で卒業ができないことが確定したとき
 - ⑧ 他の大学や学部へ編入することが決まったとき
 - ⑨ 当財団の奨学金受給を辞退するとき
 - ⑩ 当財団に登録した情報等（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、LINE、振込口座等）に変更があったとき
- (4) 当財団からの下記依頼の協力
当財団が奨学生交流会を開催した場合には、可能な限り出席しなければなりません

8. 奨学金の休止又は廃止事由

- ① 休学、あるいは長期に欠席するとき
- ② 休学して留学するとき
- ③ 留年したとき
- ④ 大学より停学、退学処分を受けたとき
- ⑤ 傷病などにより成業の見込みがなくなったとき
- ⑥ 学業成績又は性行が不良となったとき
- ⑦ 当財団の奨学金受給を辞退するとき
- ⑧ 奨学生の義務を履行できていないとき
- ⑨ 虚偽の情報を登録、申請していることが判明したとき
- ⑩ 上記の他、奨学生として適当でない事実があったとき

- ※ - ① 休学して留学する場合は、休学期間中は奨学金を休止します
帰国し復学したときは奨学金の給付を再開しますが、給付期間は大学在学中に限ります
- ※ - ② 留年した場合は奨学金を休止しますが、進級したときは奨学金の給付を再開します
- ※ - ③ 廃止の際、過払いがある場合は、過払い分を返還いただきます

以上